**岐阜県教育職員免許法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。** 

令和四年七月一日

教育長 堀 貴雄岐阜県教育委員会

岐阜県教育委員会規則第七号

岐阜県教育職員免許法施行規則の一部を改正する規則

団き、ファッグなったうと女とする。 岐阜県教育職員免許法施行規則(昭和三十七年岐阜県規則第四十八号・岐阜県教育委員会規則第

目次中「第三章の二(免許状更新講習(第十五条の二)第十五条の五)」を削る。四号)の一部を次のように改正する。

り買と引い。 八号)の項及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成二十年文部科学省令第九号)第二条の表教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十目次中「第三章の二 免許状更新講習(第十五条の二—第十五条の五)」を削る。

の項を削る。

場げら貴頃)と言う、可頂客人号を辿り、司条第二項を欠りようとなりる。 て十年を経過する日の属する年度の末日を経過していない者にあつては、第一号から第七号までにを得た日又は施行規則第六十四条第一項に規定する資格を有することとなった日の翌日から起算し持者」という。)及び法別表第一、別表第二又は別表第二の二に規定する普通免許状に係る所要資格第九条第一項中「(十九年改正法附則第二条第一項に規定する旧免許状所持者(以下「旧免許状所第四条ただし書中「第五条第三項及び第六項」を「第五条第二項及び第五項」に改める。

ければならない。2 法第十六条第一項に規定する免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しな掲げる書類)」を削り、同項第八号を削り、同条第二項を次のように改める。

- 一 前項第一号から第三号までに掲げる書類

1 | 法第十六条第 | 項に規定する教員資格認定試験の合格証明書

から第六項までの規定中「の各号」を削る。掲げる書類及び第二号に掲げる書類)」を削り、同項第一号中「及び第八号」を削り、同条第四項第九条第三項中「の各号」及び「(旧免許状所持者にあつては、第一項第一号から第三号までに

通免許状に係る所要資格を得た日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日を経過項第九号を削り、同条第三項中「の各号」及び「(旧免許状所持者及び施行法第二条に規定する普る年度の末日を経過していない者にあつては、第一号から第八号までに掲げる書類)」を削り、同第九項に規定する普通免許状に係る所要資格を得た日の翌日から起算して十年を経過する日の属す第十条第一項中「の各号」及び「(旧免許状所持者及び法別表第三から別表第八まで又は法附則

号」に致める。 第三号に掲げる書類)」を削り、同項第一号中「及び第七号から第九号まで」を「、第七号及び第八い者にあつては、第一項第一号から第四号まで、第七号及び第八号に掲げる書類並びに第二号及びに係る所要資格を得た日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日を経過していな即第十七項」に改め、同項第二号中「附則第十八項」に改め、「(旧免許状所持者及び同項に規定する普通免許状類、を削り、同項第一号中「第九号」を「附則第十八項」を「附則第十七項の表」に改め、同条第五項から第四号まで及び第六号から第八号までに掲げる書類並びに第二号から第四号までに掲げる書から記録とて十年を経過する日の属する年度の末日を経過していない者にあっては、第一項第一号なめ、「(旧免許状所持者及び法附則第十八項に規定する告補免許状に係る所要資格を得た日の翌日に改め、同条第四項中「附則第十八項に規定する免許状」を「附則第十七項に規定する免許状」にい改め、同条第四項中「附則第十八項に規定する免許状」を「所則第十七項に規定する免許状」を「所則第十七項に規定する常門等上号に関出与これのでは、第一項第一号のの第四号まで、第七号及び第七号に掲げる書類並びに第1号及び第二号に扱いに表現に対していない書類はびに第1号及び第1号に掲げる書類並びに第

第十条の二中「第五条第三項」を「第五条第二項」に改め、「の各号」を削る。

第十一条中「第五条第六項」を「第五条第五項」に改め、「の各号」を削る。

第十二条の三から第十二条の八まで及び第三章の二を削る。

第十六条中「若しくは」を「又は」に改め、「又は十九年改正法附則第二条第五項」を削る。

第二十一条第一項中「第五条第七項」を「第五条第六項」に改める。

第二十一条の二及び第二十一条の三を削る。

の二から第十一号の九まで及び第二十二号から第二十四号までを削る。第二十二条第二号及び第二号の二中「附則第十九項」を「附則第十八項」に改め、同条第十一号

第二十三条中「県教育長」を「教育長」に改める。

名」や (旧 姓)

を「附則第三十五項及び第三十六項」に改める。付則第三項の表施行規則附則第三十一項及び第三十二項の項中「附則第三十一項及び第三十二項」

別記第一号様式及び別記第二号様式中

[氏

「 <u>氏 名 </u>								
氏	名		(旧	姓)			に改める。	
			(通	称 名)				
別記第二日	予様式の二中							
				「 <u>氏</u>	名			
氏	名		J 1/2	(旧	姓)			に改める。
				(通 称	名)			
別記第二百	<b>予様式中</b>							
	「氏	名						

に致める。

別記第四号様式中

	ſ	氏		名	
氏	名」や	(旧		姓)	に改める。
		(通	称	名)	J

別記第五号様式中

1	(ふりがな) そ 名				生年月日		年	月 日	
-		(旧氏名		)					
	授与年月日		教科又は 特別支援 教育領域	番号	授与条	件	授 .	与権者	₩ 
免			P. A. M.						
許状									+
1/1									
									+
1	有効期間の			L					
	修了確	認期限			年	月		日	
	(ふりがな)				生年月日		年	月日	
丑	名	(旧 姓 (通称名		)			T	), H	
	授与年月日	∃ 種類	教科又は 特別支援 教育領域	番号	授与条	:件	授 ·	与 権 者	
免									- - 7段
許									
状									
				1	1				<b>_</b> I₁

別記第十一号様式中め、同様式注中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第二号とし、第五号を第四号とする。

名

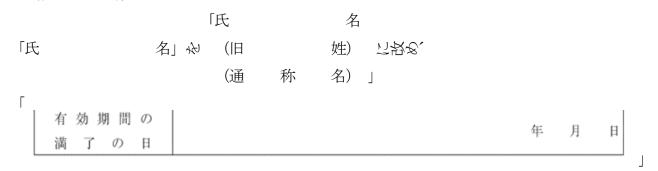
「氏

「氏 名」や (旧 姓) と対める。 (通 称 名)」 別記第十一号様式の二から別記第十一号様式の九までを削る。 別記第十二号様式中 「(ふりがな) 「(ふりがな) 名以 氏 名」や 氏 (旧 姓) (通称名)」 ふりがな (都道府県名) 籍 新 地 氏 名 16 本 ふりがな (都道府県名) 籍 旧 氏 ふ り が な (都道府県名) 本 氏 籍 新 ( 旧 地 姓) (通称名)  $\lesssim$ ふりがな (都道府県名) 本 籍 旧

変める。

別記第十三号様式中

地



 (旧 姓)

 (通称名)

を削る。

忌品無十H中戦紀母「・教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成 19 年 法律第 98 号) 附則第 2 条第 5 項該当」 ∾ 忌 № 。

別記第十六号様式の二中

[氏 谷

(通称名)」「氏 名」を(旧 姓) に改め、「有効期間の満了の日 年 月 日」を 削

 $\mathcal{M}_{\circ}$ 

別記第十七号様式その一及び別記第十七号様式その二中

[氏 谷

「氏 名」を (旧 姓) に改める。

(通称名) 」

三品無十<中様式中「第5条第4項」や「第5条第3項」と対める。</p>

別記第二十号様式中

「(ふりがな)

「(ふりがな) ぬ 氏 名 以数分の。

氏 名」 (旧 姓)

(通 称 名)」

別記第二十一号様式中

「氏 名

様式備考を削る。

別記第二十二号様式から別記第二十四号様式までを削る。

之 米 紙 回 ⊕ 「保 健 師 助 産 師 看 護 師 法 (昭 和 23 三 年 法 律 第 203 号」 炒 「保 健 師 助 産 師 看 護 師 法 (昭 和 23 年 法 律 第 203 号」 と お え ゆ °

に改める。 付則付表には、15 項」を「予算に表現した。 付別は、15 項」を「予算に表現して、15 項目を表現して、15 可能を表現して、15 可能を表現るでは、15 可能を表現して、15 可能を表現して、15 可能を表現して、15 可能を表現して、15 可能を表現して、15 可能を表現して、15 可能を表現して、15 可能を表現して、15 可能を表現して、15 可能を表現るでは、15 可能を表現るでは、15

立三
立
紙
掘
式
中
「
5
条
第
1
項
」
が
「
第
5
条
第
1
項
」
以
対
る
ん
。

付則付表第十中

施行規則第7条第1項の 施行規則第7条第1項の 表第2欄に掲げる科目 表第2欄に掲げる科目 表第2欄に掲げる科目 表第2欄に掲げる科目 表第2欄に掲げる科目 表第3欄に掲げる科目 表第3欄に掲げる科目

に改める。

立三
立
来
紙
十
一
日
「
附
則
第
12 項
「
み
「
附
則
第
16 項
」
と
お
る
め。

宝 宝

ここの規則は、公布の日から施行する。

岐阜県教育職員免許法施行規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。作成されている用紙(以下「旧用紙」という。)がある場合においては、この規則による改正後の2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県教育職員免許法施行規則の規定により